

発達が気になるお子さんの相談窓口 **未就学児 編**

乳幼児期の市町村相談窓口

お問い合わせ先	電話番号	FAX番号
鳥取市子ども家庭センター	0857-30-8587	0857-20-0144
鳥取市子ども発達支援センター	0857-30-8561	0857-20-0144
<b>東</b> 岩美町子ども未来課	0857-73-1424	0857-73-1583
若桜町保健センター	0858-82-2214	0858-82-0134
智頭町子ども家庭センター	0858-75-4102	0858-75-4110
八頭町保健課(子ども家庭センター)	0858-72-6511	0858-72-3565
<b>中</b> 倉吉市子ども家庭センター	0858-22-8220	0858-22-8135
三朝町健康福祉課 子ども家庭センター	0858-27-0167	0858-43-0647
湯梨浜町子ども家庭センター	0858-35-5322	0858-35-3697
琴浦町子ども家庭センター	0858-27-1333	0858-49-0000
北米町教育総務課発達支援室	0858-37-5870	0858-37-3242
<b>西</b> 米子市子ども相談課(発達相談ホットライン)	0859-23-5456	0859-23-5460
境港市子ども家庭センター	0859-47-1040	0859-47-1112
日吉津村福祉保健課	0859-27-5952	0859-27-0903
大山町子ども課・子ども家庭センター	0859-54-5205	0859-54-5223
南部町健康対策課	0859-66-5524	0859-66-5523
伯耆町子ども家庭センター	0859-68-5533	0859-68-3866
日南町子ども若者未来課	0859-82-1029	0859-82-1027
日野町健康福祉センター	0859-72-1852	0859-72-1484
江府町子ども家庭センター	0859-75-6111	0859-75-6161

※子育て支援センター、保育園等にもご相談いただけます。

ペアレントメンターによる電話相談

発達障がいのある子を持つ保護者が相談相手となり、子どもへのかかわり方などを助言します。

※ペアレントメンターは専門家ではありません。同じ親としての視点を大切にしています。

お問い合わせ先	電話番号
● ペアレントメンター鳥取	0857-30-0670

【受付時間】 平日10:00～14:00

学齢期に向けての相談窓口

市町村教育委員会

市町村教育委員会では、障がいのある(発達が気になる場合を含む)幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人ひとりの発達や障がいの状態に応じてどのような教育が必要か等についてご相談ください。連絡先は、市町村にお問い合わせください。

LD等専門員

発達に気になるお子さんへの支援等について、相談助言を行っています。各専門員は相談担当区域が分かれています。お住まいの区域の専門員の連絡先については県教育委員会のホームページからご確認ください。各教育局、または特別支援教育課にお問い合わせください。

県教育委員会ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/10381.htm>

お問い合わせ先	電話番号	FAX番号
● 東部教育局	0857-20-3672	0857-20-3673
● 中部教育局	0858-23-3251	0858-23-5203
● 西部教育局	0859-31-9773	0859-35-2096
● 特別支援教育課	0857-26-7598	0857-26-8101
LD等専門員ホットライン (月～金 9:00～17:00)		
● 県内共通	0857-26-7984	

発達障がい教育拠点

東部、中部、西部に発達障がい教育拠点があり、相談をお受けしています。

お問い合わせ先	電話番号	FAX番号
● 東部: 県立白兎養護学校	0857-59-0585	0857-59-1237
● 中部: 県立倉吉養護学校	0858-28-3500	0858-28-1144
● 西部: 県立米子養護学校	0859-27-3411	0859-27-3420

発達障がいに関する相談

発達障がいのある方やその家族の育児、就学、就労、地域生活などに関する相談・支援を行っています。

お問い合わせ先	電話番号	FAX番号
● 『エール』発達障がい者支援センター	0858-22-7208	0858-22-7209

より詳しく知りたい方はこちら

鳥取県 発達障がいハンドブック ～シロクマ先生と学ぶ発達障がいのあれこれ～

鳥取県 発達障がい啓発DVD ～ご存じですか？ 発達障がい～

幼稚園、保育園、小中学校、各相談窓口にあります。また、下記ホームページに掲載しています。

● 発行/お問い合わせ

鳥取県子ども家庭部 子ども発達支援課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 TEL.0857-26-7865/FAX.0857-26-8136 [www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/](http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/)



R8.5更新

あなたはご存じ?  
**発達障がい  
知ろうクマ**

一緒に学んで  
まずは“知ろう”クマ

発達障がいをわかりやすく解説。  
まずは“知る”ことから始めましょう。

**未就学児 編**

発達障がいについて、  
「知ろう」「気づこう」「支援しよう」

発行/鳥取県

鳥取県発達障がい啓発推進キャラクター  
シロクマ先生

# ご存じですか？「発達障がい」

発達障がいは、生まれつきの脳の発達特性であり、脳機能の発達にアンバランスさがあるのが特徴です。発達の方は個々に違いますが、周囲が理解して日々の育ちを応援することで、成長していきます。

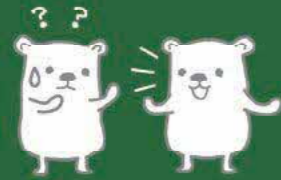
しつけや育て方が原因ではありません



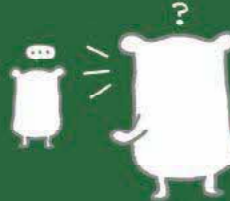
## 1限目

### 子どもたちの様子でこんなことはありませんか？

言葉が遅かったり言葉を話せても一方的で会話にならない。



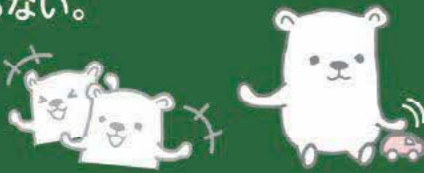
人と目が合わなかったり呼ばれても振り向かない。



落ち着きがなかったり思いついたら待たずに行動する。



同じ遊びを繰り返し遊びが広がらない。



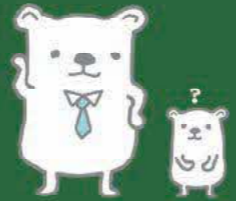
新しい場所や新しい活動を嫌がったり泣いたりする。



決まったやり方にこだわり変化に不安や抵抗が強く感情や行動を切り替えにくい。



どことなく不器用で大人の動作をまねることが少ない。



興味あるものを指さしたり持ってきて見せたりすることが少ない。



気になるときは相談してね

こうしたことは、子どもの性格だったり、発達の過程で見られることもあります。しかし、**程度が強いと、発達障がいの症状**である場合があります。



特性は重なり合っているんだね



## 2限目

### 発達障がいの特性

説明動画はこちら



知的な遅れを伴うこともあります

注) ASD・ADHD・SLDには、明確な境界線がありません。症状のあらわれ方は、年齢や状況により変化したり、重複することがあります。

#### 注意欠如・多動症 (ADHD)

- 不注意(集中できない、ぼーっとしている)
- 多動性および衝動性(じっとしていられない、考えるよりも先に動く)

#### 限局性学習症 (SLD)

- 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

#### 自閉スペクトラム症 (ASD)

- コミュニケーションの苦手さ
- 対人関係・社会性の問題
- パターン化した行動、興味・関心のかたよ
- 感覚の過敏さ、または鈍感さ
- 不器用さ

苦手と思われることも、見方を変えると長所にもなります。

たとえば… 発達障がいのある子どもは、常識にとられないユニークな発想をしたり、活動力を新しいことに挑戦するエネルギーに変えることで素晴らしい力を発揮します。また、学習面においても、自分にあつた得意なやり方で学ぶことで、力を伸ばすことができます。

- ◎ 次のように言う場合もあります。 ◎ 自閉スペクトラム症⇒自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい(PDD)
- ◎ 注意欠如多動症⇒注意欠陥多動性障がい(AD/HD)
- ◎ 限局性学習症⇒学習障がい(LD)

※この他、トゥレット症候群や吃音(症)、発達性協調運動障がいなども発達障がいに含まれます。

まずは子どもの気持ちを聞いてみよう

## わたしたちにできること

### 3限目

子どもの健やかな成長には、発達障がいの有無にかかわらず、どの子どもでも発達段階に応じたさまざまな支援が必要です。その子なりの自立した豊かな社会生活が送れるよう、子どもの発達特性を理解して適切にサポートしていくことが大切です。



#### ●心の育ちを支えましょう

子どもの好きなことや苦手なことを知り、好きなことを生かして「やってみよう」「できるんだ」という気持ちを育てます。

叩いたり、怒鳴ったり、追いつめたりして叱るのは逆効果です。



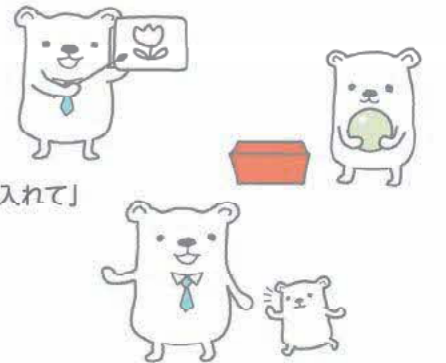
#### ●わかりやすい対応をしましょう

■目で見てわかる方法で写真や絵を使って説明する

■具体的に伝える「あそこに入れて」ではなく、「赤い箱に入れて」

■肯定的に伝える「走らない」よりも「歩こう」

■短い言葉で簡潔に伝える



対応を工夫することで、見通しがもて、その子が安心できる環境を作ることができます。

ご家族や身近な人の気づきが大切です。

子どもの様子について相談したい、発達障がいについて聞いてみたいと感じたら、保育士、保健師などに相談してみましょう。(相談機関も活用しましょう)

一人で悩んでないで相談してね



相談窓口は裏をご覧ください